

栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙に関する議案内容等一覧

議案名	内容	備考
議案第1号 栃木県知事選挙の期日等について	選挙の期日 令和6(2024)年11月17日(日) 選挙の期日の告示の日 令和6(2024)年10月31日(木)	【告示事項】 ※選挙の期日のみ
議案第2号 栃木県議会議員(鹿沼市選挙区)補欠選挙の期日等について	選挙の期日 令和6(2024)年11月17日(日) 選挙の期日の告示の日 令和6(2024)年11月8日(金)	【告示事項】 ※選挙の期日のみ
議案第3号 栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙の事務処理要領について	事務処理要領のとおり	
議案第4号 栃木県知事選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日について	被登録資格決定基準日 令和6(2024)年10月30日(水) (告示の日の前日) ただし、年齢については、11月17日(日) (選挙の期日)	【告示事項】
議案第5号 栃木県議会議員(鹿沼市選挙区)補欠選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日について	被登録資格決定基準日 令和6(2024)年11月7日(木) (告示の日の前日) ただし、年齢については、11月17日(日) (選挙の期日)	【告示事項】
議案第6号 栃木県知事選挙におけるポスター掲示場の区画数について	区画数 6	
議案第7号 栃木県議会議員(鹿沼市選挙区)補欠選挙におけるポスター掲示場の区画数について	区画数 4	
議案第8号 栃木県知事選挙において候補者が政見放送を行う際に手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者について	放送事業者 日本放送協会宇都宮放送局 株式会社とちぎテレビ	

※ ただし、衆議院議員総選挙の動向により、栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙の日程を変更する場合がある。

議案第1号

栃木県知事選挙の期日等について

栃木県知事 福田 富一 は、令和6年12月8日に任期が満了するので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項及び第5項第1号の規定により、任期満了による知事選挙を次により行うものとする。

令和6（2024）年8月21日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金田 尊男

- | | |
|--------------|------------------|
| 1 選挙の期日 | 令和6（2024）年11月17日 |
| 2 選挙の期日の告示の日 | 令和6（2024）年10月31日 |

栃木県知事選挙の記録

執行年月日	候補者氏名(党派)[○印は当選人] 〔得票数〕				選挙当日有権者数	投票率(%)		
	男	女	計					
昭和22年4月5日	大貫 大八 (社) [97,357]	小川 喜一 (無) [132,281]	大屋 政夫 (無) [65,433]	○小平 重吉(自・進) [235,829]	767,376	82.07	68.04	74.71
昭和26年4月30日	君島 清吉 (無) [314,933]	○小平 重吉 (自) [341,076]			794,310	89.58	82.02	85.57
昭和30年2月5日	○小川 喜一 (無) [294,926]	佐久間 渡 (無) [275,548]			820,153	77.20	63.75	70.07
昭和34年2月1日	小川 喜一 (無) [306,538]	○横川 信夫 (自) [358,780]	鈴木 東四郎 (無) (辞退)		853,221	83.07	74.24	78.38
昭和38年2月3日	○横川 信夫 (自) [341,648]	小埜 定一 (共) [25,790]			881,624	48.62	36.61	42.23
昭和42年2月1日	見目 肇 (共) [42,637]	○横川 信夫 (自) [387,576]			931,256	49.42	44.15	46.63
昭和46年1月31日	○横川 信夫 (自) [411,922]	戸叶 武 (無) [214,631]	小埜 定一 (共) [22,066]		1,044,920	64.48	60.48	62.39
昭和49年12月8日	檜山 二郎 (無) [182,196]	小埜 定一 (共) [27,409]	○船田 譲 (無) [402,151]		1,137,812	57.08	52.50	54.72
昭和53年11月26日	○船田 譲 (無) [424,805]	小埜 定一 (共) [61,163]			1,204,454	41.85	40.24	41.02
昭和57年11月28日	小菅 昭三 (共) [22,601]	上野 雄文 (無) [150,096]	○船田 譲 (無) [406,576]		1,265,349	46.75	45.64	46.18
昭和59年12月9日	滝 友二 (共) [49,799]	○渡辺 文雄 (無) [441,735]			1,292,419	39.43	37.80	38.60
昭和63年12月4日	○渡辺 文雄 (無) [446,891]	浜野 清 (無) [57,703]			1,352,889	38.02	37.53	37.77
平成4年11月29日	○渡辺 文雄 (無) [416,235]	岡村 賢治 (無) [66,274]			1,432,650	34.74	33.96	34.34
平成8年12月1日	○渡辺 文雄 (無) [341,895]	岡村 賢治 (無) [73,254]			1,510,542	28.80	27.40	28.09
平成12年11月19日	渡辺 文雄 (無) [335,286]	野口 要 (無) [34,009]	○福田 昭夫 (無) [336,161]		1,561,914	45.78	45.48	45.63
平成16年11月28日	福田 昭夫 (無) [302,776.427]	塚原 勝 (共) [24,074]	○福田 富一 (無) [426,666.525]		1,596,764	47.51	47.78	47.65
平成20年11月16日	○福田 富一 (無) [426,336]	渡辺 繁 (共) [83,430]			1,616,240	32.48	32.09	32.28
平成24年11月18日	○福田 富一 (無) [462,299]	野村 節子 (共) [71,700]			1,615,335	33.82	33.46	33.64
平成28年11月20日	○福田 富一 (無) [422,544]	小林 年治 (無) [114,814]			1,639,621	33.39	33.15	33.27
令和2年11月15日	田野邊 隆男 (無) [204,116]	○福田 富一 (無) [416,628]			1,618,928	38.48	38.97	38.73

議案第2号

栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙の期日等について

栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）に欠員が生じているところ、令和6年11月17日に栃木県知事選挙を行うので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第3項及び第34条第6項第3号の規定により、栃木県議会議員の補欠選挙を次により行うものとする。

令和6（2024）年8月21日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

- | | |
|--------------|------------------|
| 1 選挙の期日 | 令和6（2024）年11月17日 |
| 2 選挙の期日の告示の日 | 令和6（2024）年11月8日 |
| 3 選挙すべき議員の数 | 1名 |
| 4 選挙区 | 鹿沼市選挙区 |

議案第3号

栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙の事務処理要領について

令和6年11月17日執行予定の栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙の事務処理要領を、次のとおり定めるものとする。

令和6（2024）年8月21日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

別紙のとおり

栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙事務処理要領

令和6年11月17日執行予定の栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙（鹿沼市選挙区）の事務については、この要領の定めるところにより処理するものとする。

1 事務処理の機構

栃木県選挙管理委員会規程第3条の2第2項の規定に基づき、県選挙管理委員会の分室を置くものとし、その組織及び所掌事務は、別記1「栃木県選挙管理委員会分室の組織及び事務処理要領」によるものとする。

2 本庁において処理する事務

(1) 本庁において処理する事務及び担当者は、別記2「栃木県知事選挙及び県議会議員補欠選挙事務分担表」によるものとする。

ただし、選挙の当日及び翌日において処理すべき事務については、委員長が別に定めるものとする。

(2) 事務処理の日程は、別記3「栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙執行主要日程」によるものとする。

3 知事部局に対する協力要請

分室の設置その他事務執行上、知事部局の職員を相当数必要とするので、地方自治法第180条の3の規定により知事と協議し、知事部局の職員を選挙事務に従事させるよう措置するものとする。

別記 1

栃木県選挙管理委員会分室の組織及び事務処理要領

1 分室の名称等

栃木県選挙管理委員会分室（以下「分室」という。）の名称、位置及び管轄区域は、次によるものとする。

(1) 県議会議員補欠選挙

名称	位置	管轄区域
鹿沼分室	鹿沼市	鹿沼市

2 分室における事務処理

分室における事務処理は、次によるものとする。

(1) 県議会議員補欠選挙（委員会規程第3条の2第2項）

- ア 分室には、県の選挙管理委員会の職員が勤務する。
- イ 分室に分室長を置く。分室長は、選挙係長の職にある者をもって充てるものとする。
- ウ 分室長は、県委員長の命を受け、分室に勤務する職員を指揮して、当該分室の所管事務を処理する。
- エ 分室の所掌事務は次のとおりとする。
 - (ア) 候補者に関すること。
 - (イ) 出納責任者の届出に関すること。
 - (ウ) 選挙事務所の届出に関すること。
 - (エ) 選挙運動事務員等の届出に関すること。
 - (オ) その他県委員長及び選挙長が特に命じた事項に関すること。
- オ 分室に勤務する県の選挙管理委員会の職員の数6人とする。

栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙事務分担表

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
1 総 括	補 佐	佐瀬書記長 大根田書記長代理
2 一 般 庶 務	(1) 一般庶務 (2) 知事部局に対する事務援助要請 (3) 関係機関に対する協力依頼 (4) 選挙管理委員会の庶務に関する事務 (5) 選挙用資材の調達（発注手続を含む。） (6) 駐車場の手配 (7) その他	大橋書記 後藤書記 渡辺書記 木村書記 一杉書記
3 市町選挙管理 委員会の指導	(1) 指導一般 (2) 告示等の指導及び処理 (3) 投票及び開票事務の指導 (4) ポスター掲示場に関する指導 （減少協議の処理を含む。） (5) 選挙人名簿事務に関する指導 (6) 投票所開閉時刻の繰上げ又は繰下げに関する届 出の処理 (7) 選挙公報の新聞折込みに係る届出の処理	吉澤書記 松本書記 松本書記 店網書記 中新井書記 黒後書記
4 諸 告 示 等	(1) 法令、規程等に基づく県選挙管理委員会の告示 一般 (2) 選挙長からの依頼に基づく告示の県公報への登 載 (3) 選挙運動に関する支出金額の制限額の算出	松本書記 中新井書記
5 立候補届出等 に関する処理	(1) 立候補届出の受付（告示、通知、資格照会、総 務省に対する報告及び候補者の連絡場所の確認） 及び辞退届出等の処理 (2) 立候補者に対する諸証明書、標旗、印刷物等の 交付 (3) 立候補届出受理番号の市町選挙管理委員会に対 する連絡 (4) 選挙事務所の設置及び異動届の処理 (5) 立候補予定者に対する説明会の開催 (6) 立候補届出書の事前審査 (7) (県)立候補届出の速報の処理	別に定めるところによる 黒後書記 松本書記 吉澤書記 松本書記 若目田書記 店網書記 黒後書記 中新井書記 松本書記 中新井書記

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
6 諸印刷物等の作成	(1) 印刷物及び資材の調達 (2) 印刷物等の管理	別に定めるところによる 店網書記
7 印刷物等の輸送	(1) 印刷物及び資材等輸送計画の樹立 (2) 各市町選挙管理委員会及び分室に配布する各種印刷物の区分、梱包及び送致（投票用紙、投票用封筒、仮投票用封筒、選挙公報の区分及び梱包を除く。） (3) 上記に関する各市町選挙管理委員会及び分室からの受領書の処理	玉田書記 大関書記 亀井書記 和久書記
8 個人演説会等に関する事項	(1) 公営施設の指定の告示 (2) 個人演説会等に係る各市町選挙管理委員会に対する助言	黒後書記
9 選挙公報の発行	(1) 選挙公報発行計画の樹立 (2) 入札仕様書の作成及び契約業者との打合せ (3) 選挙公報掲載文原稿用紙及び記載例見本等の作成 (4) 選挙公報掲載文原稿等の事前審査 (5) 選挙公報掲載申請書等の受理 (6) 選挙公報掲載順序の抽選 (7) 選挙公報の印刷、区分、梱包の立会 (8) 指定病院等に対する選挙公報の発送 (9) (知)点字版・音声版(県)、音声版の作成	江本書記 荒井書記 西村書記 狐塚書記 上野書記 長書記 中野書記 池田書記 北野書記 穂本書記 常盤書記 若目田書記
10 政見放送及び経歴放送に関する事項	(1) 政見放送を行う一般放送事業者等の告示 (2) 政見放送についての放送局との打合せ、協議及び連絡 (3) 政見放送日時の決定抽選及びこれに関する通知 (4) 政見放送等についての候補者との連絡 (5) 政見放送のための録音又は録画の実施 (6) その他政見放送に関する事務 (7) 声による知事選挙のお知らせ (8) 政見放送所要経費の支払いに関する事務	松本書記 江本書記 松本書記 江本書記 荒井書記 西村書記 狐塚書記 上野書記 長書記 中野書記 池田書記 北野書記 穂本書記 常盤書記 若目田書記 後藤書記 渡辺書記
11 政治活動に関する事項	(1) 政党等の確認書の交付申請受理及び確認書の交付並びに通知 (2) 政談演説会開催届出の処理 (3) 政談演説会告知用立札等の証の交付 (4) 政治活動用ポスター証紙交付票の交付及び同証紙の交付 (5) 確認団体のピラ、機関紙の届出の処理 (6) 政党に対する説明会の開催及び資料の作成 (7) その他政治活動に関する事務	黒後書記 若目田書記

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
12 選挙公営(8~11を除く)に関する事項	(1) 新聞広告に関する事務 (2) 選挙運動用無料葉書に関する事務 (3) 無料乗車券に関する事務 (4) 選挙運動用自動車の使用に関する事務 (5) 選挙運動用ビラの作成に関する事務 (6) 選挙運動用ポスターの作成に関する事務 (7) (1)~(6)に関する経費の支出 (8) 点字候補者名簿の作成に関する事務	黒後書記 江本書記 荒井書記 西村書記 狐塚書記 上野書記 長書記 中野書記 池田書記 北野書記 穂本書記 常盤書記 後藤書記 渡辺書記 店網書記
13 選挙運動に関する事項	(1) 違反文書図画の撤去に関する命令及び通報 (2) 選挙事務所の閉鎖に関する命令 (3) その他選挙運動違反に関する措置 (4) 選挙運動用公給物件の紛失等の処理	店網書記 黒後書記 黒後書記
14 指定病院等の連絡指導	(1) 指定病院等の指導連絡 (2) 指定病院等に対する説明会の開催(音声データの配信) (3) 不在者投票特別経費の支出	中新井書記 若目田書記 中新井書記
15 選挙会に関する事項	(1) 選挙立会人の届出の受理、抽選、決定通知、選任及び選任通知 (2) 選挙録、選挙長発言要領等の作成 (3) 選挙会場の準備 (4) 当選の告知及び当選証書の付与 (5) 当選人の告示 (6) 選挙長及び選挙立会人の報酬等の支給	松本書記
16 出納責任者及び収支報告書等の処理	(1) 出納責任者の選任届及び異動届等の処理 (2) 出納責任者の指導連絡 (3) 選挙運動のために使用する事務員等届出の処理 (4) 収支報告書の受理 (5) 収支報告書の要旨の公表	黒後書記 吉澤書記 松本書記 若目田書記 店網書記 黒後書記 中新井書記 黒後書記
17 明るい選挙推進運動の実施	(1) 明るい選挙推進運動実施計画の樹立(臨時啓発事業) (2) 臨時啓発事業の実施 (3) 啓発用印刷物及び資材の作成 (4) 選挙をきれいにする国民運動栃木県本部に関する事務	若目田書記 小材書記 黒川書記 秋元書記 宮澤書記 齋藤書記 小森書記 小川書記 若目田書記

分 担 事 務		担 当 者
項 目	事 務 内 容	
18 投票用紙等の作成	(1) 投票用紙、投票用封筒（内封筒及び外封筒）及び仮投票用封筒の印刷、点検、区分、包装計画の樹立 (2) 投票用紙等の印刷、点検、区分、包装等の立会	大橋書記 後藤書記 渡辺書記 木村書記 一杉書記
19 投開票集計事務の電算処理	(1) 投・開票速報オンラインシステムに関する事項 (2) テストランに関する事項 (3) その他電算処理に関し必要な事務	店網書記 若目田書記
20 速報関係及び報道機関との連絡	(1) 投票及び開票結果の総務省への速報 (2) 選挙結果の速報に関する事務（速報要領の作成及び市町選挙管理委員会の指導連絡を含む。） (3) 選挙結果の速報に関する報道機関との連絡調整（選挙結果公表要領の作成を含む。） (4) その他速報及び報道に関する事務	黒後書記 中新井書記 若目田書記 店網書記
21 選挙管理委員会に関する事項	(1) 選挙管理委員会の開催に関する事務 (2) 選挙管理委員との連絡 (3) 選挙事務開始の依頼状及び終了の礼状の発送 (4) 選挙事務従事の協議に関する事務 (5) その他選挙管理委員会に関する事務	店網書記 大橋書記 店網書記
22 明るい選挙推進協議会に関する事項	(1) 明るい選挙推進協議会の開催等に関する事務 (2) 明るい選挙推進協議会委員との連絡 (3) その他明るい選挙推進協議会に関する事務	若目田書記
23 選挙執行経費に関する事項	(1) 選挙執行経費の基数積算 (2) 選挙執行経費の市町交付（臨時啓発費を含む。） (3) 選挙執行経費の精算	店網書記 後藤書記
24 選挙結果資料の作成等に関する事項	(1) 選挙結果の市町選挙管理委員会への照会及び集計 (2) 投・開票結果資料集の作成 (3) 選挙の記録の作成 (4) 年齢別投票者数調査	中新井書記 若目田書記 松本書記 若目田書記
25 供託証明書の返還等に関する事項	(1) 供託証明書の返還 (2) 供託金の没収	松本書記

（備考） 選挙の当日及び翌日において処理すべき事務その他特に必要のある事務の分担については、別に定める。

日次	月	日	曜	事務内容	委員長・委員等出席	備考
-88 (-71)	8	21	水	選挙管理委員会〔16:00 委員会室〕 ・選挙期日の決定(県議補選を含む。) ・事務処理要領等の審議	記 委員長・委員・書記長	
-73 (-56)	9	5	木	県明るい選挙推進協議会〔14:00 委員会室、Web会議〕	書記長	
-68 (-51)	9	10	火	選挙管理委員会〔14:00 委員会室〕 ・諸告示案の審議、諸計画案の報告 (共通)委員長訓示〔委員会終了後 市町村課〕	記 委員長・委員・書記長 委員長・書記長	
-67 (-50)	9	11	水	(共通)県政記者クラブ幹事社との打合せ〔15:00 県政記者クラブ〕		
-39 (-22)	10	9	水	市町選挙管理委員会書記長等会議〔13:30 本館6階大会議室2〕	委員長・書記長	
-38 (-21)	10	10	木	(共通)政党代表者説明会〔10:30 本館9階会議室3〕 (知)立候補予定者説明会〔13:30 本館9階会議室3〕	記 委員長・書記長 委員長・書記長	
-32 (-15)	10	16	水	(共通)指定病院等説明会〔10月中旬 説明事項の音声データによる配信〕		
-30 (-13)	10	18	金	選挙をきれいにする国民運動県本部の声明発表(県政記者クラブ資料提供)	記	
-27 (-10)	10	21	月	(県)立候補予定者説明会〔13:30 本館9階会議室3〕	記 委員長・書記長	
-26 (-9)	10	22	火	(知)立候補届出書等事前審査〔9:30 委員会室〕	記	
-25 (-8)	10	23	水	選挙管理委員会〔14:00 本館9階会議室3〕	記 委員長・委員・書記長	
-23 (-6)	10	25	金	(知)政治団体の確認申請書等事前審査 〔10:00～12:00 委員会室〕		
-20 (-3)	10	28	月	(共通)報道関係支局長等会議〔15:00 本館9階会議室3〕	委員長・書記長	
-18 (-1)	10	30	水	委員長談話発表(県政記者クラブ資料提供) (知)立候補届出会場準備・リハーサル〔15:00 本館6階大会議室2〕	記 記 委員長・書記長	
-17 (0)	10	31	木	【知事選挙告示日】 (知)立候補届出受付〔8:30 本館6階大会議室2〕 (知)各候補者の政見放送の日時の決定抽選及び抽選結果の通知〔18:00 本館9階会議室2〕	記 記 委員長・書記長	
-16 (+1)	11	1	金	(県)立候補届出書等事前審査〔9:30 委員会室〕 (知)選挙公報掲載順序抽選〔18:00 本館9階会議室2〕	記 書記長	
-13 (+4)	11	4	月	(知)期日前投票者数の公表①	記	
-12 (+5)	11	5	火	(県)政治団体の確認申請書等事前審査 〔10:00～12:00 委員会室〕		
-11 (+6)	11	6	水	(共通)県政記者クラブとの打合せ〔10:00 本館6階大会議室2〕		
-10 (+7)	11	7	木	(共通)県明推協会長談話発表(県政記者クラブ資料提供) (県)立候補届出受付準備・リハーサル〔15:00 鹿沼市御殿山会館3階大会議室〕	記	
-9 (+8)	11	8	金	【県議補選告示日】 (県)立候補届出受付〔8:30 鹿沼市御殿山会館3階大会議室〕 (県)選挙公報掲載順序抽選〔18:00 本館9階会議室2〕	書記長	
-6 (+11)	11	11	月	市町選挙管理委員会速報等担当者会議 ・速報要領等〔13:30 本館6階大会議室2〕 期日前投票者数の公表②	記 書記長	
-3 (+14)	11	14	木	速報オンライン・総合リハーサル(市町 → 県)	記	
-1 (+16)	11	16	土	期日前投票者数の公表③	記	

日次	月	日	曜	事務内容	委員長・委員等出席	備考
0 (+17)	11	17	日	【知事選・県議補選投票日】 (知)(県)投・開票速報の受信、集計、公表及び総務省速報	記	
+2	11	19	火	(知)(県)選挙会 [(知)10:00(県)10:30 本館6階大会議室2] (知)(県)当選証書付与	記 委員長・書記長	
+3	11	20	水	選挙管理委員会[14:00 委員会室]	記 委員長・委員・書記長	
+15	12	2	月	(知)(県)選挙運動費用収支報告書提出期限 (知)(県)選挙の効力に関する異議申出期限		
+16	12	3	火	(知)(県)当選の効力に関する異議申出期限		
+17	12	4	水	(知)選挙及び当選の効力確定通知(政見放送関係) (知)(県)供託証明書の返還開始		

凡例 記 : 県政記者クラブ発表

(知): 知事選挙

(県): 県議会議員補欠選挙

(共通): 知事選挙及び県議会議員補欠選挙共用

執行経費及び選挙結果報告にかかるものは別途計画する。

議案第4号

栃木県知事選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日について

令和6年11月17日執行予定の栃木県知事選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を次のように定めるものとする。

令和6（2024）年8月21日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

令和6（2024）年10月30日（選挙の期日の告示の日の前日）

ただし、年齢については、令和6（2024）年11月17日（選挙の期日）

議案第5号

栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日について

令和6年11月17日執行予定の栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日を次のように定めるものとする。

令和6（2024）年8月21日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

令和6（2024）年11月7日（選挙の期日の告示の日の前日）

ただし、年齢については、令和6（2024）年11月17日（選挙の期日）

議案第6号

栃木県知事選挙におけるポスター掲示場の区画数について

令和6年11月17日執行予定の栃木県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場の区画数は、次のとおりとする。

令和6(2024)年8月21日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

ポスター掲示場の区画数 6

※ 立候補予定者の増加が見込まれる場合には、区画数を変更する場合がある。

令和6年11月17日執行予定の栃木県知事選挙におけるポスター掲示場
区画数について

○ 立候補の動き（立候補表明順）

（令和6（2024）年8月21日現在）

No	立候補予定者	所属政党等	新現元	備考
1	福田 富一	無所属	現	
2				
3				

○ 今回のポスター掲示場区画数 6区画

【参考】過去のポスター掲示場区画数

選挙執行年	区画数	候補者数
令和2年	4区画	2人
平成28年	4区画	2人
平成24年	4区画	2人
平成20年	4区画	2人
平成16年	6区画	3人
平成12年	6区画	3人
平成8年	4区画	2人

議案第7号

栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙知事選挙におけるポスター掲示場の区画数について

令和6年11月17日執行予定の栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により市町の選挙管理委員会が設置するポスター掲示場の区画数は、次のとおりとする。

令和6（2024）年8月21日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

ポスター掲示場の区画数 4

※ 立候補予定者の増加が見込まれる場合には、区画数を変更することがある。

令和6年11月17日執行予定の栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）
補欠選挙におけるポスター掲示場区画数について

鹿沼市選挙区

○ 立候補の動き

(令和6(2024)年8月21日現在)

No.	立候補予定者	政党等	新現元	備考
1				
2				

※ これまでに立候補を表明した者はいない。

○ 今回のポスター掲示場区画数 4区画

[参考] 過去のポスター掲示場区画数

選挙執行年	区画数	候補者数
平成24年 小山市・野木町選挙区	4区画	2人
平成24年 那須塩原市・那須町選挙区	4区画	2人
平成20年 鹿沼市・西方町選挙区	4区画	1人

議案第8号

栃木県知事選挙において候補者が政見放送を行う際に手話通訳を付して
政見を録画することができる放送事業者について

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定に
基づき、栃木県知事選挙において候補者が手話通訳を付して政見を録画することができる
放送事業者を次のとおり定める。

令和6（2024）年8月21日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

日本放送協会宇都宮放送局
株式会社とちぎテレビ

令和 6 年 11 月 17 日 執行
 栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙における臨時啓発事業実施計画（案）

栃木県選挙管理委員会

I 趣 旨

来る 11 月 17 日に行われる栃木県知事選挙及び県議会議員補欠選挙は、今後の栃木県の在り方を方向付ける重要な選挙である。

全ての有権者及び選挙運動関係者は、地方自治の健全な発展のため、この選挙の意義と重要性をよく認識し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加する必要がある。

このため、栃木県選挙管理委員会は、きれいな選挙の推進と投票参加の呼び掛けを重点とした各種啓発事業を、市町選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会等並びに各報道機関の協力を得て実施する。

なお、近年の若年層の低投票率に鑑み、若年層が選挙への関心を持ち、投票への動機付けになるよう啓発事業に重点的に取り組むこととする。

II 実施事業

第 1 県選挙管理委員会が行う事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 候補者等への働き掛け			
候補者及び政党に対する要望書の交付	候補者及び政党に対し、明るい選挙実現の協力要請を行う（立候補届出の際に交付）。	(知)10月31日(木) (県)11月8日(金)	(知)は知事、 (県)は県議補欠選挙
2 各種広報媒体の利用			
(1) ラジオスポット広告	20秒スポット広告を放送する。 〔栃木放送及びエフエム栃木〕	10月31日(木) ～	
(2) テレビスポット広告	15秒スポット広告を放送する。 〔とちぎテレビ〕	11月17日(日)	
(3) 動画の配信	投票日の周知及び投票参加を呼び掛ける動画（15秒スポット広告）をインターネットの動画配信サイト及び銀行のディスプレイで公開する。〔YouTube、足利銀行、栃木銀行〕 なお、YouTubeの配信については、若年層へのターゲット広告として実施する。		
(4) 新聞による広告	投票日の周知及び投票を呼び掛ける広告を掲載する。 〔朝日、読売、毎日、産経、日経、東京、下野新聞〕	11月16日(土)	
(5) バス車体広告	県内を運行する路線バスのフロントグリルに広告幕を掲出する。	10月31日(木) ～	
(6) タクシー車体広告	県内を運行するタクシーの車体を活用した広告を実施する。	11月17日(日)	
(7) デジタルサイネージ広告	J R 宇都宮駅西口のディスプレイにデジタルサイネージ広告を掲出する。		
(8) 県広報媒体等の利用	県広報課等が所管する各種の広報媒体及び本庁舎等を活用し、投票の呼び掛けを行う。	随 時	
(9) ホームページによる啓発	臨時ホームページを設け、選挙に関する知識や情報等を提供するとともに、投票の呼び掛けを行う。	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
(10) SNS等広告を活用した啓発	投票日周知等の広告（SNS、google、yahoo等によるターゲティング広告）を配信する。		
(11) インターネットバナー広告	ホームページのインターネットバナーに投票日の周知及び投票を呼び掛ける広告を掲載する。 〔栃ナビ、もんみや〕		
(12) 大学情報サイト等を活用した啓発	大学と学生向け情報サイト等を活用し、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。大学の学内ポータルサイトにおいて、学生と教職員に向けた周知等を行う。		
(13) 高校校内放送による啓発	高校の校内放送により、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。		
(14) 県広報車巡回宣伝	県広報車を県内全域で走らせ、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。		
(15) 電話の保留音による周知	県庁の電話の保留音を投票日の周知アナウンス音にし、啓発を図る。		
(16) SNSへの記事投稿	選挙管理委員会SNSにおいて、選挙関連記事を掲載し、選挙期日等の啓発を図る。	随時	
3 啓発資材による啓発			
(1) 懸垂幕・横断幕の掲示	各地方庁舎、県の施設等に掲示する。	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
(2) 選挙啓発ポップの設置	各地方庁舎、県の施設、大学、スーパー、道の駅等に投票日の周知及び投票を呼び掛ける選挙啓発ポップを設置する。		
(3) 投票日周知用ステッカーの掲示	県公用車等の車体に投票日周知用ステッカーを掲示する。		
(4) 投票日周知用ポスターの掲示	各地方庁舎、県の施設、大学、スーパー、道の駅等に投票日周知用ポスターを掲示する。		
(5) 投票日周知用チラシの配布	投票日周知用のチラシを配布する。		
4 イベント会場等での啓発			
プロスポーツ試合会場における啓発	若年層が多く参集するプロスポーツの試合会場内で投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。 〔栃木SC等〕	試合日	

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
5 民間事業所等への協力依頼			
ケーブルテレビでの動画配信	ケーブルテレビで投票日の周知及び投票を呼び掛ける動画（15秒スポット広告）を放送する。 〔宇都宮ケーブルテレビ、わたらせテレビ、栃木ケーブルテレビ、佐野ケーブルテレビ、鹿沼ケーブルテレビ、テレビ小山放送、塩原ケーブルテレビ協同組合、茂木町、真岡市、芳賀町、那珂川町ケーブルテレビ放送センター〕	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
6 その他			
(1) 栃木県選挙管理委員会委員長談話の発表	公示日前に「県選挙管理委員会からのお願い」として委員長の談話を県政記者クラブを通じて発表する。	10月30日(水)	
(2) 統一キャラクター「めいすいくん」及び「ご当地めいすいくん」の活用	前掲の広報媒体、啓発資材等に明るい選挙推進のキャラクター「めいすいくん」や県の特徴を有した「ご当地めいすいくん」を登場させ、事業全体のイメージアップを図る。 【一部新規】	随時	

第2 市町選挙管理委員会に要請する事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 広報車巡回宣伝	広報車を使用して巡回宣伝を行う。（投票日周知、投票呼び掛けのCDを県が作成・配布する。）	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
2 防災無線による呼び掛け	防災無線で期日の周知及び投票の呼び掛けを行う。		
3 懸垂幕・横断幕の掲示	市役所、町役場庁舎等に懸垂幕・横断幕を掲示する。		
4 投票日周知用ポスターの掲示	市役所、町役場庁舎等に投票日周知用ポスターを掲示する。		
5 啓発資材の配布	市役所、町役場庁舎等で啓発資材を配布する。		
6 選挙啓発ポップの設置	投票日の周知及び投票を呼び掛ける選挙啓発ポップを窓口等に設置する。		
7 投票日周知用ステッカーの掲示	投票日周知用ステッカーを公用車等の車体に掲示する。		
8 親子連れ投票記念証の配布	親子連れ投票を体験した子どもに記念証を配布する。	11月1日(金) ～ 11月17日(日)	
9 広報紙等による啓発	広報紙等（定期及び臨時）に啓発記事を掲載する。	随時	
10 「ご当地めいすいくん」の活用	広報媒体、啓発資材等に市町の特徴を有した「ご当地めいすいくん」を登場させ、事業全体のイメージアップを図る。【新規】		
11 その他独自の事業	その他、市町の地域の実情に即した事業を実施する。		

第3 関係団体等と連携して行う事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 栃木県明るい選挙推進協議会会長談話の発表	県明るい選挙推進協議会会長の談話を県政記者クラブを通じて発表する。	11月7日(木)	
2 選挙をきれいにする国民運動栃木県本部の声明の発表	栃木県報道代表者会、栃木県明るい選挙推進協議会、栃木県市町村選挙管理委員会連合会、宇都宮地方検察庁、栃木県警察本部及び栃木県選挙管理委員会で構成する「選挙をきれいにする国民運動栃木県本部」の共同声明を県政記者クラブを通じて発表する。	10月18日(金)	

第4 「とちぎ選挙啓発サポーター」と連携して行う事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
「とちぎ選挙啓発サポーター」を通じた啓発	従業員等へ投票呼び掛けや、SNSを活用した選挙周知など、企業の実情に合わせた取組を実施する。 【新規】	随時	

備考 同時期に行われる選挙については、相乗効果が発揮されるよう、連携して広報啓発を行う。

(再掲) 若年層への働き掛け

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 動画の配信	投票日の周知及び投票を呼び掛ける動画をインターネット動画配信サイト〔YouTube〕において、若年層へのターゲティング広告として実施する。	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
2 SNS等広告を活用した啓発	投票日周知等の広告(SNS、google、yahoo等によるターゲティング広告)を配信する。		
3 大学情報サイト等を活用した啓発	大学と学生向け情報サイト等を活用し、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。大学の学内ポータルサイトにおいて、学生と教職員に向けた周知等を行う。		
4 高校校内放送による啓発	高校の校内放送により、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。		
5 SNSへの記事投稿	選挙管理委員会SNSにおいて、選挙関連記事を掲載し、選挙期日等の啓発を図る。	随時	
6 選挙啓発ポップの設置	各地方庁舎、県の施設、大学、スーパー、道の駅等に投票日の周知及び投票を呼び掛ける選挙啓発ポップを設置する。	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
7 プロスポーツ試合会場における啓発	若年層が多く参集するプロスポーツの試合会場内で投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。 〔栃木SC等〕	試合日	
8 「とちぎ選挙啓発サポーター」を通じた啓発	従業員等へ投票呼び掛けや、SNSを活用した選挙周知など、企業の実情に合わせた取組を実施する。 【新規】	随時	

(再掲) 「大学コンソーシアムとちぎ」との選挙啓発連携協定に基づく事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 大学情報サイト等を活用した啓発	大学と学生向け情報サイト等を活用し、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。大学の学内ポータルサイトにおいて、学生と教職員に向けた周知等を行う。	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
2 選挙啓発ポップの設置	大学等に投票日の周知及び投票を呼び掛ける選挙啓発ポップを設置する。		
3 投票日周知用ポスターの掲示	大学等に投票日周知用ポスターを掲示する。		
4 投票日周知用チラシの配布	投票日周知用のチラシを配布する。		

無効投票に係る県民等への周知について

1 概要

令和5年4月23日執行小山市議会議員選挙について、「他事記載」が争点となる争訟が提起された（現在最高裁係争中）。

今回の一連の争訟対応を通じ、「他事記載」が無効になるということが県民に周知されていない実態から、その周知方法について検討するもの。

併せて、開票事務従事者にも選挙の適正な管理執行の観点から、情報共有を行う。

2 周知対象者

県民及び開票事務従事者

3 周知方法について（案）

別添のとおり。

4 市町との調整

別添の周知方法のうち、「氏名等掲示の様式の改正」「投票所内における無効投票に関する周知」については、市町の投票所運営に関するもののため、令和6年6月25日（火）開催の市町選挙管理委員会書記長会議で市町の意見を徴取した。

対応に係る方向性についてはおおむね市町の賛同を得られたが、会議の中で出た下記の意見を反映させた。

【参考意見】

(1) 「氏名等掲示の様式の改正」

ア 候補者が多い場合、氏名掲示部分が小さくなってしまうので、配慮願いたい。

イ 投票者の混乱を招かないよう、県、市町の選挙だけでなく、国政選挙の氏名掲示にも同様の注意書きを入れた方がよい。

(2) 「投票所内における無効投票に関する周知」

ア 投票所内で投票者が読むことを想定すると文字が多いと感じるので、文章を簡潔にするとともに、無効投票全てではなく、主なものだけを記載した方がよい。

イ イラスト等を入れ、投票者が目につきやすいように工夫した方がよい。

5 対応方針（案）

(1) 「氏名等掲示の様式の改正」

ア 栃木県選挙等執行規程第36条別記第15号様式の2の2（その1）～（その5）の改正を行い、今後執行される県及び市町の全ての選挙で適用する。

イ 投票用紙にある注意書きでは表現しきれていない、「他事記載」に関する注意書きに特化して様式に記載することとする。

(2) 「投票所内における無効投票に関する周知」

ア 記載する無効投票については主なものだけとし、特に今回争点となった「他事記載」部分に目が行くよう、「他事記載」部分にイラストを加える。

イ 知事選挙における臨時啓発の1つとして実施し、全ての期日前投票所及び当日投票所に掲示する。

(参考) R 5 県議選ベース：期日前投票所 145 箇所、当日投票所 802 箇所

6 参考（公職選挙法）

（無効投票）

第 68 条 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 1 所定の用紙を用いないもの
- 2 公職の候補者でない者又は第 86 条の 8 第 1 項、第 87 条第 1 項若しくは第 2 項、第 87 条の 2、第 88 条、第 251 条の 2 若しくは第 251 条の 3 の規定により公職の候補者となることができない者の氏名を記載したもの
- 3 第 86 条第 1 項若しくは第 8 項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第 1 項各号のいずれにも該当していなかつたものの当該届出に係る候補者、同条第 9 項後段の規定による届出に係る候補者又は第 87 条第 3 項の規定に違反してされた届出に係る候補者の氏名を記載したもの
- 4 一投票中に 2 人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの
- 5 被選挙権のない公職の候補者の氏名を記載したもの
- 6 公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- 7 公職の候補者の氏名を自書しないもの
- 8 公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

○無効投票に係る県民等への周知について

区分	概要	詳細	実施（予定）日	備考
県民向け	氏名等掲示の様式の改正	栃木県選挙等執行規程別記第15号様式の2の2（その2）～（その5）に定める氏名掲示の様式を改正し、左側欄外に投票の注意事項を追記する。	期日前投票開始日～投票日	（関係法令） ・公職選挙法175①②⑩ ・栃木県選挙等執行規程36 ・同別記第15号様式の2の2（その2）～（その5）
	投票所内における無効投票に関する周知	衆議院選挙及び参議院選挙時における「投票方法周知用ポスター」（A1サイズ）を参考に、無効投票に関する内容のポスターを新規で作成し、投票所内等に掲示する。	期日前投票開始日～投票日	市町当日投票所（R5県議629箇所） 市町期日前投票所（R5県議145箇所） 不在者投票施設（R5県議386箇所）等
	選挙時 チラシによる無効投票に関する周知	県民向けに配布する選挙期日周知用のチラシ（A4サイズ）裏面のスペースを活用し、無効投票についての内容を掲載し、新聞折込で配布する。	告示日前～	市町選管、県合同庁舎、道の駅等 （R5県議 26,200部作成）
	HPによる啓発	選挙時の特設HPのレイアウトを変更する。	告示日前～	無効投票に関するページは現在も特設HPに掲載されているが、閲覧しづらい場所にある。⇒アクセスしやすいようレイアウトを変更する。 http://www.pref.tochigi.lg.jp/senkyo/r05kengi/index.html
常時	新聞による啓発	年6回下野新聞に掲載している選挙に関する啓発記事のうち1回を活用し、無効投票について掲載する。	令和6年6月4日（火） 掲載	
	HPによる啓発	無効投票に関する周知用ページを県選管HP上に作成する。	令和6年4月11日（木） 公開済	https://www.pref.tochigi.lg.jp/k05/mukoutouhyou.html
	SNSによる啓発	無効投票に関する周知内容を県X（旧Twitter）で発信する。	令和6年4月17日（水） 投稿済	https://twitter.com/senkan_tochigi/status/1780476318284734556

区 分		概 要	詳 細	実施（予定）日	備 考
職員向け	選挙時	会議における周知	市町選挙管理委員会書記長等会議における周知を行う。	告示日前	
	常時	研修会における周知	「選挙事務講習会」を活用した周知を行う。	令和6年5月28日（火） 実施	参加者予定：69人 （うち選挙実務経験2年超：19人）

別記第15号様式の2の2(第36条関係)

(その1)

※投票用紙には、政党その他の政治団体の名称又は略称以外は、書かないこと。

衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位		(ふりがな) 略称	(ふりがな) 衆議院名簿届出 政党等の名称	何年何月何日執行衆議院比例代表選出議員選挙 衆議院名簿届出政党等名称等揭示
	順位			
	氏(ふりがな) 名			
	順位			
	氏(ふりがな) 名			
	順位			
	氏(ふりがな) 名			
	順位			

備考

- この様式は、公職選挙法第175条第1項の規定による衆議院比例代表選出議員の選挙における名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の揭示の様式である。
- 衆議院名簿届出政党等の名称等の揭示は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定めた順序に従い、上から行うこと。
- 「衆議院名簿届出政党等の名称」欄、「略称」欄及び「衆議院名簿登載者の氏名」欄については縦書きとすること。この場合においては、衆議院名簿の記載に従って、ふりがなを付すこと。また、「当選人となるべき順位」欄については横書きとすること。

(その2)

※投票用紙には、政党その他の政治団体の名称又は略称以外は、書かないこと。

							衆議院名簿届出政党等の名称 (ふりなが)	何年何月何日執行衆議院比例代表選出議員選挙 衆議院名簿届出政党等名称等掲示
							略称 (ふりなが)	

備考

- 1 この様式は、公職選挙法第175条第1項及び第2項の規定による衆議院比例代表選出議員の選挙における名簿届出政党等の名称及び略称の掲示の様式である。
- 2 衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定めた順序に従い、右から行うこと。
- 3 「衆議院名簿届出政党等の名称」欄及び「略称」欄については縦書きとし、衆議院名簿の記載に従って、ふりがなを付すこと。

(その3)

※投票用紙には、候補者の氏名以外は、書かないこと。						候補者届出政党の名称 (ふりがな)	何 選 挙 候 補 者	何年何月何日執行
						氏名 (ふりがな)		

備考

- 1 この様式は、公職選挙法第175条第1項及び第2項の規定による衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の氏名及び候補者届出政党の名称の掲示の様式である。
- 2 候補者届出政党の名称及び候補者の氏名の掲示は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定めた順序に従い、右から行うこと。
- 3 候補者届出政党の名称及び候補者の氏名には、ふりがなを付すこと。

(その4)

※投票用紙には、候補者氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称以外は、書かないこと。

(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名			(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	何年何月何日執行参議院比例代表選出議員選挙 参議院名簿届出政党等名称等及び参議院名簿登載者氏名揭示
(順位)(氏名) 候補者	優先的に当選人となるべき				
(順位)(氏名) 候補者	優先的に当選人となるべき				

備考

- この様式は、公職選挙法第175条第1項及び第2項の規定による参議院比例代表選出議員の選挙における名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名の揭示の様式である。
- 参議院名簿届出政党等の名称等の揭示は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定めた順序に従い、上から行うこと。
- 参議院名簿登載者(公職選挙法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。)の氏名の掲載の順序は、参議院名簿に記載された氏名の順序に従い、右から行うこと。
- 公職選挙法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者の氏名等の揭示は、その他の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該その他の参議院名簿登載者の氏名の次に掲載すること。
- 「参議院名簿届出政党等の名称」欄、「略称」欄及び「参議院名簿登載者の氏名」欄については縦書きとすること。この場合においては、参議院名簿の記載に従って、ふりがなを付すこと。

(その5)

<p>※投票用紙には、候補者の氏名以外は、書かないこと。</p>							党 派
							氏（ふ り が な 名）

何年何月何日執行

何
選
挙
候
補
者

備考

- 1 この様式は、公職選挙法第175条第1項及び第2項の規定による衆議院議員及び参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙の場合における候補者の氏名及び党派別の掲示の様式である。
- 2 候補者の氏名には、ふりがなを付すこと。
- 3 「党派」欄には候補者の所属する政党その他の政治団体の名称を記載すること。ただし、公職選挙法施行令第89条第4項の規定による略称を用いる場合においては、「(略称)何々」と記載すること。
- 4 「党派」欄及び「氏名」欄の数は、候補者の数に応じ適宜増やすことができる。

投票用紙の記載について

○候補者の氏名は、投票用紙記載場所に掲示されていますので、**掲示のとおり記載**してください。

○公職選挙法では、**次のような投票は無効**とされています。
大切な一票が無効とならないよう、注意してください。

- 1 所定の用紙を用いない投票
- 2 候補者でない者の氏名を記載した投票
- 3 2人以上の候補者の氏名を記載した投票
- 4 候補者の氏名のほか、他事（記号やメッセージなど）を記載した投票

(例)



栃木太郎



栃木太郎

頑張れ!



栃木太郎
★



栃木太郎

- 5 候補者の氏名を自書しない投票
- 6 どの候補者の氏名を書いたのか確認できない投票

栃木県選挙管理委員会



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

市町選挙の結果について

○ 長の選挙

市町名	選挙事由	選挙期日	当選人	党派	職業	投票率
小山市	任期満了	7月21日	浅野 正富	無所属	小山市長	38.42%
野木町	任期満了	8月4日	真瀬 宏子	無所属	町長	47.80%
塩谷町	任期満了	8月4日	見形 和久	無所属	町長	63.74%

○ 議員の選挙

市町名	選挙事由	選挙期日	選挙すべき者の数	候補者数	投票率	最下位当選人と最上位落選人との票差
塩谷町	補欠選挙	8月4日	1	2	63.67%	1,184